

元治元年七月廿日より元治元年七月廿二日まで

P8311165 right

猶細議の上御使三員決志の趣迄、復命の爲め城越、兩人は即時帰府匣ミニストル引合は御使の■止■定いたし約書の趣等、評決に無しでも引合不都合に付、引合不申積り相決し一書を認同僚へ達し方越州に頼む、午下第一時、瀬兵衛同道仏ミニストルへ引合の処、此度の御使都府にて

為取替の約書の義に付、縷々警告あり、旅亭へ退き懸け瀬兵衛同行し来り時勢の義、私知形、す、田中(□)来る、是使節一般のものにて、使節見込と同一般の税を主張す、

前書仏ミニス

トル警告せし約書一条に付、英ミニストル引合度旨、書翰差出に付、引合の様、和泉守殿御沙汰の趣、二時限り

御用状到来前文匣ミニストル申立と同趣意也、右御用状面に引合可申候趣までも更に不申越漠然

の文段城に驚くべし真に歎ずべし、嗚呼右御用状と共に使節三名宛の一書さし越に付定役復□へ托し届け遣す、肥州より猶急便を以、明日甲州菊池出張有し旨、是非待受おり候様、申来るとも何分帰府建白の方緊要に付、支配向へ一書を留め出立と決せり

P8311165 left

廿一日未 晴雲

暁金三郎を呼び甲州への一書を残し同人へも滞留の義を談せり、朝第五字時半出立、品海駅に至り

甲州へ出会瀬兵衛侯々金港仏ミニストル申立の趣一応咄し聞き一同出 殿、右の縷々を建白し廟儀一定せり、飛驒殿より浮渡使節星金早庄と仮に治定し同人共存意相尋る様、内命有し甲州申合明朝迄に問試の積り、黄窪より京地永持より女懷中物切れ地贈り越し、且帯地注文申越す

様申来り、歛児より返書為せ、且鯉を贈り遣しの旨、五郎生来る一杯を勧む、早川(庄)方へ明願

参り候様申遣す、此度金港迄帰着の使節一行明日は押て出府可致段、一色山城京極越前へ申遣せし段、心得のためとて御用状差越す

廿二日申 晴雲

早川(庄)招に応じて来り飛驒守殿共内命の趣縷々せしに拒命にあらず、別に差障筋有し

(○)内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【文字判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。